

芽室町監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙決定書のとおり公表します。

令和6年3月13日

芽室町監査委員 岩 波 栄 二

同 常 通 直 人

決 定 書

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求年月日

令和6年1月15日(収受)

3 請求の趣旨

別紙「芽室町職員措置請求書」の「1 請求の趣旨」に記載のとおり。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を棄却する。

(2) 理由

請求人は、札幌高等裁判所令和6年(ネ)第4号共同不法行為に基づく損害賠償請求控訴事件(原審：釧路地方裁判所帯広支部令和5年(ワ)第84号)に係る芽室町の契約において、契約当事者を偽るなど違法な契約の締結、履行を行い芽室町に損害が生じていると主張するが、請求人が添付する事実証明書及び後日提出した証拠書類は、契約の締結・履行の違法性を個別的、具体的に監査委員が認識できる程度に摘示されておらず、芽室町への損害の事実は一切認められない。

本件請求は事実に基づかない請求人独自の考え方によるものであると判断する。

(3) 結論

以上のとおり、請求人が求める措置請求は理由が認められない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和6年3月12日

芽室町監査委員 岩波 栄二

芽室町監査委員 常通 直人

芽室町職員措置請求書



1 請求の趣旨

「地方自治法第242条第1項（法242条第5項）の規定の監査及び勧告は、違法又は不当な行為等の是正のために必要であれば、職員の処分や契約変更、解除など様々な勧告を行うことが認められる（要説地方自治法，第十次改訂版，新地方自治制度全容の松本英昭・632頁）。」このことに照らすと，芽室町長職務代理者■■■■■に係る地方自治法第242条第1項の規定の芽室町職員措置請求の前置（地方自治法第242条の2第1項柱書）において，故意（刑法第38条）に監査及び勧告（芽室町職員措置請求の監査委員からの補正命令，芽室町職員措置請求の監査の結果又は勧告，芽室町職員措置請求の公表，芽室町職員措置請求の通知が存在は不法行為法上違法である。）を怠る事実の国家賠償法第1条第1項の公権力の不行使の民法第719条第1項の後段の違法（憲法第17条の不法行為・共同謀議の刑法第96条の3第1項の強制執行行為妨害等）であるかして，芽室町長職務代理者■■■■■に係る地方自治法242条の2第1項第4号本文の札幌高等裁判所令和6年（ネ）第4号共同不法行為に基づく損害賠償請求控訴事件（被控訴人芽室町・代表者芽室町長，原審：釧路地方裁判所帯広支部令和5年（ワ）第84号事件）の作為に監査又は勧告を怠る事実の国家賠償法第1条第1項の公権力の不行使の民法第719条第1項の後段の違法（憲法第17条の不法行為・共同謀議の刑法第156条の有印虚偽公文書作成罪等）とするは裁判所に客観的事実である。

2 誰が（請求対象者）

犯罪者■■■■■，同■■■■■，同■■■■■及び同■■■■■（以下「犯罪者■■■■■ら」という。）

3 札幌高等裁判所令和6年（ネ）第4号共同不法行為に基づく損害賠償請求控訴事件（被控訴人芽室町・代表者芽室町長，原審：釧路地方裁判所令和5年

(ワ) 第84号事件)に係る芽室町長職務代理人[]の監査及び勧告を怠る事実の芽室町職員措置請求であるから、11万円(支払請求の義務付け請求)の損害が生じていること

請求の原因1項 札幌高等裁判所令和4年(行コ)第16号共同不法行為に基づく損害賠償等請求控訴事件(被控訴人芽室町長), 原審: 釧路地方裁判所令和4年(行ウ)第1号共同不法行為に基づく損害賠償等請求事件(被告芽室町長・代表者芽室町長職務代理人[])に係る訴えは適法である。が確定であるから, 芽室町長職務代理人[]は, 犯罪者[], 同[](平成30年7月1日に失職), 同[](平成30年7月1日に失職), 同[], 同[](以下「犯罪者[]ら」という。)対し, 連帯して11万円(支払請求の義務付け請求)及びこれに対する令和5年8月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求をせよ。の地方自治法第242条の2第1項第4号本文の芽室町長職務代理人[]に係る損害賠償請求権及び支払請求権の権利の行使を怠る事実の違法を求める芽室町職員措置請求であるは客観的事実である。この別件訴訟の釧路地方裁判所帯広支部令和5年(ネ)第84号共同不法行為に基づく損害賠償請求事件(被告芽室町・代表者芽室町長)の芽室町長職務代理人[]に係る随意契約書(不存在)は, 地方自治法第234条第1項の規定の随意契約であるからして, 契約の締結・履行を作為に怠る事実の国家賠償法第1条第1項の公権力の不行使の民法第719条第1項の後段の違法(憲法第17条の不法行為・共同謀議の刑法第156条の有印虚偽公文書作成罪等)の「芽室町長職務代理人[]」を「犯罪者[](平成30年7月1日に失職)」に作為に虚偽の契約書, 虚偽の訴訟委任状及び虚偽の指定書は, これを違法・無効とするは客観的事実である。

そして, 犯罪者[]らは, 別件訴訟の釧路地方裁判所帯広支部令和5年(ワ)第84号共同不法行為に基づく損害賠償請求事件(被告芽室町・代表者芽室町長)の芽室町長職務代理人[]の権利の行使を作為に妨害した刑法第96条の3第1項の強制執行行為妨害等であるは裁判所に顕著な事実である。

そして、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」このことに照らすと、犯罪者[]が掲げる(旧)日本弁護士連合会報酬等基準であるからして、原告が求める地方自治法第242条の2第12項の規定の報酬額は160万円で、犯罪者[]の報酬額(着手金)は11万円である。このことから、入札談合を繰り返し、公正な訴訟活動を怠り、著しく釧路地方裁判所令和5年(ワ)第84号共同不法行為に基づく損害賠償請求事件(被告芽室町・代表者芽室町長)において、「芽室町長職務代理人[]」を「犯罪者[](平成30年7月1日に失職)」に虚偽の契約書、虚偽の訴訟委任状及び虚偽の指定書で作為に妨害する不法行為法上違法であるは裁判所に客観的事実である。

したがって、「住民訴訟の提起に際しては、それに先立ち、適法な住民監査請求をしなければならないところ(法242条の2第1項柱書)、当該住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである(最高裁平成元年(行ツ)第68号同2年6月5日第三小法廷判決・民集44巻4号719頁、最高裁平成12年(行ヒ)第292号同16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2297頁参照)。」このことに照らすと、程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。

4 その結果どのような損害が芽室町に生じているか

刑法第96条の3第1項の強制執行行為妨害等、刑法第96条の6第1項の公契約関係競売等妨害罪(官製談合)、入札談合等関与行為の排除及び防止並び

に職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条の職員による入札等の妨害（官製談合）、刑法第156条の有印虚偽公文書作成罪、刑法第158条第1項の有印虚偽公文書行使罪、刑法第193条の公務員職権濫用罪、刑法第203条の殺人未遂罪、刑法第233条の偽計業務妨害罪、刑法第246条第1項の詐欺罪、刑法第258条の公用文書等毀棄罪及び国家賠償法第1条第1項の公権力の不行使の民法第719条第1項の後段の違法（憲法第17条の不法行為・共同謀議の刑法第193条の公務員職権濫用罪等）な損害賠償請求権（支払請求の義務付け請求）の11万円の損害が生じている。

したがって、札幌高等裁判所令和6年（ネ）第4号共同不法行為に基づく損害賠償請求控訴事件（被控訴人芽室町・代表者芽室町長）に係る不法行為等に基づく損害賠償請求権の11万円の行使を怠る事実は真正怠る事実である。詐欺などに基づく損害賠償請求権の11万円の行使を怠る事実に係る住民監査請求は事実的侵害に基づくそれと同視できるし、また、これを真正怠る事実と解しても財務会計上の行為の法的安定性を害さない。加えて、不法行為にかかる者のために法的安定性を考慮すべき必要はない、というべきである（大阪地方裁判所平成11年10月28日判決/平成8年（行ウ）第54号）。ことからして、適法な住民監査請求（令和6年1月12日付け）の前置であるは裁判所に客観的事実である。

したがって、釧路地方裁判所令和5年（行ウ）第2号ないし第7号共同不法行為に基づく損害賠償請求事件に係る被告芽室町長・代表者芽室町長職務代理者は、適法な住民監査請求の前置を認めているは裁判所に客観的事実である。

5 結 論

確認、公証、通知及び受理（準法律行為的行政行為）は、「判断、認識、観念など、意思表示以外の精神作用の発現を要素とし、行為者がその効果を欲するが故にではなく、一定の精神作用の発現について、もっぱら法規の定めるところにより法的効果の付せられる行為」である（[新版]行政法総論・下の藤田宙靖・1

58頁)。このことに照らすと、犯罪者■らは、確認、公証、通知及び受理を故意（刑法第38条）に怠る事実の国家賠償法第1条第1項の公権力の不行使の民法第719条第1項の後段の違法（憲法第17条の不法行為・共同謀議の刑法第156条の有印虚偽公文書作成罪等）である。

そして、処分取消判決は取り消された処分が違法であることの確認をも含むから、判決の既判力はこの点にも生じ、被告（芽室町長）はもはやいかなる訴訟においてもこれに反する主張をすることはできない、とされた事例（福島地判昭和29・10・5行集5巻6号1214頁）。このことに照らすと、札幌高等裁判所令和4年（行コ）第16号共同不法行為に基づく損害賠償等請求控訴事件（被控訴人芽室町長）、原審・釧路地方裁判所令和4年（行ウ）第1号共同不法行為に基づく損害賠償等請求事件（被告芽室町長・代表者芽室町長職務代理者■）の訴えの提起は適法であるは裁判所に顕著な事実である。

6 請求人

住所 河西郡芽室町■

職業 無 職

氏名 ■

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書目録

1 虚偽の答弁書

令和6年1月12日

芽室町監査委員 あて

令和5年(ワ)第84号 共同不法行為に基づく損害賠償請求事件

原告

被告 芽 室 町

答 弁 書

令和5年10月4日

釧路地方裁判所帯広支部 御中

〒080-0808 帯広市

被告代理人弁護士

TEL

FAX

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との裁判を求める。

第2 請求の原因の認否

- 1 訴状の第2の1・2は認める。3は認否しない。
- 2 原告準備書面2(回答書)の第2のうち、原告が甲第1号証の審査請求書を提出したこと、これに対し、令和5年8月25日付で芽室町が「文書の返送について」と題する書面(甲第2号証)をもって原告に返送したことは認め、その余は否認ないしは争う。

第3 被告の主張

- 1 原告の本訴請求は、被告が、原告が提出した審査請求書を「文書の返送について」と題する書面をもって返送するなどした行為が、原告の審査請求の権利の行使を妨害した国家賠償法第1条第1項の公権力の不行使の民法第719条第1項の後段の違法(憲法第17条の不法行為・共同謀議の刑法第156条の虚偽公文書作成罪等)に該当するとして、損害賠償金160万円

及びこれに対する令和5年7月14日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものと思料される。

- 2 しかし、地方団体である町の徴収金にあたる国民健康保険税と地方団体に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ相殺することができないところ（地方税法20条の9前段）、原告の主張する相殺を認める別段の規定はないから、原告の相殺の主張は失当である。また、原告の主張する自働債権の発生を認めるに足りる証拠もない。

審査請求（地方税法19条）を含む租税不服申立てをすることができるのは、租税行政処分によって権利又は利益を侵害された者に限られるから、原告は審査請求することができない。

- 3 結局、被告が当該書類を返送したことにより何ら原告の権利行使を妨害するものではないから、原告の本訴請求は失当である。
- 4 よって、原告の請求は棄却されるべきである。

以 上